(頭書)

# 業務委託契約書(単価契約)(案)

収入 紙

1	委託業務名	令和8年度個人市県民税(普通徴収分・年金特徴分)納税通知書等の 作成及び封入封緘等業務委託						
2	履行場所	指定場所						
3	契約期間	令和 8 年 4 月 1 日から 令和 9 年 3 月 31 日まで						
4	業務内容及び	予定数量 別表のとおり						
5	契約単価	別表のとおり						
6	契約の保証	発注者が指定する契約の保証						
(該	当するものに☑)	□(1)金銭的保証 □(2)保証人方式 □(3)免除						
		受注者が選択する金銭的保証の種類						
		※上記(1)が指定された場合に以下のいずれかを選択						
		□ 契約保証金 □ 有価証券(利付国債又は地方債)						
		□ 金融機関の保証 □ 履行保証保険						
7	個人情報又は(該当するもの)	情報資産の取扱い						
いて	、別添の条項	について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に によって公正な委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履						
	のとする。 . の契約の証と	して本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有す	<b>」</b> る。					
	令和 8 4	年 4 月 1 日						
	発注者	福岡市中央区天神一丁目8番1号						
	5	福岡市						
	;	福岡市長 髙島 宗一郎	印					
	受注者	所 在 地						
		商号又は名称						
	,	代表者役職氏名	印					

	業務	予定件数 (A)	単位	契約単価	うち取引に係る消費 税及び地方消費税の	特記事項
	ア・キ N9412 市民税・県民税税額決定・納税通知書(過年度用)	1	件		39	
0	イ・ク N9414 市民税・県民税税額決定・納税通知書(例月・一般用)	1	件			
プロ	ウ・コ N9415 市民税・県民税税額決定・納税通知書 (例月・年特用)	1	件			
グラム開発	エ N9411 市民税・県民税税額決定・納税通知書(当初・一般用)	1	件			
	オ N9413 市民税・県民税税額決定・納税通知書(当初・口座用)	1	件			
	カ N9405 市民税・県民税税額決定・納税通知書(当初・年特用)	1	件			
費	ケ N9420 市民税・県民税税額決定・納税通知書(例月・口座用)	1	件			
	セ N9416 市県民税申告書	1	件			
	ア №412 令和7年度市民税・県民税税額決定・納税通知書(過年度用)	170	件			
	イ N9414 令和7年度市民税・県民税税額決定・納税通知書(例月・一般用)	570	件			
	ウ N9415 令和7年度市民税・県民税税額決定・納税通知書 (例月・年特用)	180	件			
	エ N9411 令和8年度市民税・県民税税額決定・納税通知書(当初・一般用)	171,770	件			
	オ N9413 令和8年度市民税・県民税税額決定・納税通知書(当初・口座用)	46, 820	件			
	カ N9405 令和8年度市民税・県民税税額決定・納税通知書(当初・年特用)	65, 800	件			
帳	キ N9412 令和8年度市民税・県民税税額決定・納税通知書(過年度用)	21, 930	件			
	ク N9414 令和8年度市民税・県民税税額決定・納税通知書(例月・一般用)	90, 060	件			
	ケ N9420 令和8年度市民税・県民税税額決定・納税通知書(例月・口座用)	12, 330	件			
票製	コ N9415 令和8年度市民税・県民税税額決定・納税通知書(例月・年特用)	6, 130	件			
作	サ 市県民税納税通知書用封筒 (区内特別・料金後納)		件			
費用	シ 名寄用市県民税納税通知書用封筒	5, 550	件			
	ス N9416 令和8年度市県民税申告書	5, 670	件			
	セ N9416 令和9年度市県民税申告書	57, 820	件			
	ソ 市県民税申告書用封筒 (7区分の区内特別・料金後納)	22, 880	件			
	タ 年金特徴対象者用チラシ	117, 235	件			
	チ 普通徴収対象者用チラシ	254, 935	件			
	ツ 給与特徴普切チラシ	61, 230	件			
	テ 領収書貼付け台紙	245, 840	件			
	ト R8税改チラシ	365, 120	件			
	ア N9412 令和7年度市民税・県民税税額決定・納税通知書(過年度用)	70	件			
	イ N9414 令和7年度市民税・県民税税額決定・納税通知書(例月・一般用)	470	件			
	ウ N9415 令和7年度市民税・県民税税額決定・納税通知書(例月・年特用)	80	件			
	エ N9411 令和8年度市民税・県民税税額決定・納税通知書(当初・一般用)	164, 370	件			
	オ N9413 令和8年度市民税・県民税税額決定・納税通知書(当初・口座用)	43, 920	件			
出力	カ N9405 令和8年度市民税・県民税税額決定・納税通知書(当初・年特用)	63, 200	件			
費	キ N9412 令和8年度市民税・県民税税額決定・納税通知書(過年度用)	17, 630	件			
用	ク N9414 令和8年度市民税・県民税税額決定・納税通知書(例月・一般用)	80, 160	件			
	ケ N9420 令和8年度市民税・県民税税額決定・納税通知書(例月・口座用)	8, 430	件			
	コ N9415 令和8年度市民税・県民税税額決定・納税通知書 (例月・年特用)	2, 930	件			
	ス N9416 令和8年度市県民税申告書	5, 570	件			
	セ N9416 令和9年度市県民税申告書	9, 820	件			
⊈ <del>h</del>	製本業務(3枚綴り)	117, 880	件			
納税通知書等封入封緘費用	封入封緘業務 (バラ)	151,070	件			
	封入封緘業務(製本分)	96, 720	件			
	封入業務(バラ)	110,090	件			
	封入業務(製本分)	21, 160	件			
	チラシ挿入(年金特徴、普徴対象、普切、R8税改、領収書貼付け台紙)	1, 024, 510	件			
	引き抜き (1回目分)	35, 000	件			
	引き抜き (2・3回目分)	2,500	件			

(総則)

- 第1条 発注者及び受注者は、この契約書(頭書及び別に特約条項がある場合はこれを含む。 以下同じ。)に基づき、設計図書(仕様書及び別に図面、仕様書等に対する質問回答書そ の他関係書類がある場合はこれらを含めた書類をいう。以下同じ。)に従い、日本国の法 令を遵守し、この契約(この契約書及び設計図書を内容とする業務の委託契約をいう。以 下同じ。)を履行しなければならない。
- 2 発注者は、その意図する成果物を完成させるため、業務に関する指示を受注者又は受注 者の業務遂行責任者に対して行うことができる。この場合において、受注者又は受注者の 業務遂行責任者は、当該指示に従い業務を行わなければならない。
- 3 受注者は、この契約書若しくは設計図書に特別の定めがある場合又は前項の指示若しくは発注者と受注者との協議がある場合を除き、業務を完了するために必要な一切の手段をその責任において定めるものとする。
- 4 受注者は、この契約により知り得た秘密を他人に漏らし、又は他の目的に利用してはならず、発注者の承諾なく、成果物(未完成の成果物及び業務を行う上で得られた記録等を含む。)を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。この契約が終了し、又は解除された後も同様とする。
- 5 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。
- 6 この契約書に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。
- 7 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、計量法(平成4年法律第51号)に定めるところによるものとする。
- 8 この契約書及び設計図書における期間の定めについては、民法 (明治29年法律第89号) 及び商法 (明治32年法律第48号) の定めるところによるものとする。
- 9 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 10 この契約に係る訴訟の提起又は調停の申立てについては、発注者の所在地を管轄する 裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

(業務の指令等)

- 第1条の2 発注者は、別表記載の業務を委託する必要が生じた場合は、受注者に対して、 その都度指示する。
- 2 発注者は、前項の指示を行うときは、指令書を受注者に通知するものとする。
- 3 受注者は、指令書記載の業務を指令書記載の履行期間(以下「履行期間」という。)内に完了し、契約の目的物(以下「成果物」という。)を発注者に引き渡すものとし、発注者は、その業務委託料を支払うものとする。
- 4 指令書により指示された業務ごとの業務委託料は、契約単価に当該指令書記載のそれ ぞれの数量を乗じて得た額の合計とする。
- 5 別表記載の予定数量(以下「予定数量」という。)は、発注者があらかじめ想定した予定量であって、発注者の都合により増減することがある。

(指示等及び協議の書面主義)

- 第2条 この契約書に定める指示、催告、請求、通知、報告、申出、承諾、質問、回答及び 解除(以下「指示等」という。)は、書面により行わなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、緊急やむを得ない事情がある場合、又は発注者が必要がないと認めたときは、発注者及び受注者は、前項に規定する指示等を口頭で行うことができる。
- 3 発注者及び受注者は、この契約書の他の条項の規定に基づき協議を行うときは、当該協議の内容を書面に記録するものとする。

(発注者が金銭的保証を指定した場合における契約の保証)

- 第3条 発注者が頭書に定めるところによりこの契約の保証として金銭的保証を指定した場合においては、受注者は、この契約の締結と同時に、契約保証金を納付しなければならない。
- 2 受注者が、この契約の締結と同時に、次のいずれかに掲げる保証を付したときは、当該 保証は契約保証金の納付に代わる担保の提供とみなす。
- (1) 契約保証金に代わる担保となる国債又は地方債の提供
- (2) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する発注者が確実 と認める金融機関の保証
- 3 第1項の規定にかかわらず、発注者は、受注者がこの契約と同時に、この契約に基づく 債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約を締結したときは、契約 保証金の納付を免除する。
- 4 前3項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額(第6項において「保証の額」という。)は、契約単価にそれぞれの予定数量を乗じて得た額の合計(以下「予定総額」という。)の100分の10以上としなければならない。
- 5 受注者は、第3項に規定する履行保証保険契約を締結した場合においては、当該契約の 締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。
- 6 契約単価又は予定数量の変更があった場合には、保証の額が変更後の契約単価にそれ ぞれの変更後の予定数量を乗じて得た額の合計(以下「変更後の予定総額」という。)の 100分の10に達するまで、発注者は、保証の額の増額を請求することができ、受注者は、 保証の額の減額を請求することができる。

(発注者が保証人方式を指定した場合における契約の保証)

- 第3条の2 発注者が頭書に定めるところによりこの契約の保証として保証人方式を指定した場合において、受注者が第30条各号又は第31条各号及び第31条の2第1項各号のいずれかに該当するときは、発注者は、保証人に対し業務を履行すべきことを請求することができる。
- 2 保証人は、前項の請求があったときは、次条第1項の規定にかかわらず、この契約に基づく受注者の権利及び義務を承継する。

(権利義務の譲渡等の制限)

第4条 受注者は、この契約により生じる権利又は義務を、あらかじめ発注者の承諾を得た場合を除き第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又はその権利を担保に供してはならない。

ただし、発注者が定めるところにしたがって、信用保証協会法(昭和28年法律第196号) 第6条の規定に基づき主務大臣の認可を受けて設立された信用保証協会及び中小企業信 用保険法施行令(昭和25年政令第350号)第1条の3に規定する金融機関に対して同時に 業務委託料請求債権を譲渡する場合(設計図書に譲渡を禁止する規定がある場合を除く。) は、この限りでない。

- 2 前項ただし書の規定に基づいて業務委託料請求債権の譲渡を行った場合、発注者の業務委託料の支払による弁済の効力は、福岡市会計規則(昭和39年福岡市規則第20号)第40条第1項の規定に基づき、支出担当者が支出命令書を会計管理者又は区会計管理者に送付した時点(公営企業会計にあっては、当該会計の規則等に基づき支払伝票等を企業出納員に送付した時点)で生ずるものとする。
- 3 受注者は、成果物(未完成の成果物及び業務を行う上で得られた記録等を含む。)を第 三者に譲渡し、貸与し、又は質権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あら かじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

## (個人情報・情報資産の保護)

第4条の2 業務が個人情報又は情報資産を取り扱うものであることが頭書に示されている場合にあっては、受注者は、業務を実施するに当たって、別紙「個人情報・情報資産取扱特記事項」を遵守しなければならない。

#### (特許権等の帰属等)

- 第5条 この契約の履行の過程に生じた特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国 の法令に基づき保護される第三者の権利(登録を受ける権利を含むものとし、以下「特許 権等」という。)の帰属については、次の各号に掲げるとおりとする。
- (1) 発注者が単独で行った発明及び考案(以下「発明等」という。)から生じた特許権等については、発注者に帰属する。
- (2) 受注者が単独で行った発明等から生じた特許権等については、受注者に帰属する。
- (3) 発注者及び受注者が共同で行った発明等から生じた特許権等については、発注者及び受注者の共有とする。
- 2 前項第3号の場合において、発注者及び受注者は、特許権等の全部につき、それぞれ相 手方の承諾及び対価の支払いなしに自ら実施し、又は第三者に対し通常実施権の実施を 許諾することができる。
- 3 受注者が従前より保有する特許権等及び第1項第2号により受注者に帰属する特許権等を成果物に使用した場合において、受注者は、成果物を使用するために必要な範囲で、 発注者に対し、当該特許権等について、無償で通常実施権の実施を許諾する。

# (著作権の譲渡等)

第6条 受注者は、成果物が著作権法(昭和45年法律第48号)第2条第1項第1号に規定する著作物(以下「著作物」という。)に該当する場合には、当該著作物に係る受注者の著作権(著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。)を当該著作物の引渡し時に発注者に無償で譲渡するものとする。ただし、受注者がこの契約の締結前から権利を有

している著作物の著作権は、受注者に留保するものとし、この著作物を改変、翻案又は翻訳することにより作成された著作物の著作権は、当該著作権の引渡時に受注者が当該権利の一部を発注者に無償で譲渡することにより、発注者と受注者の共有とするものとする。

- 2 発注者は、成果物が著作物に該当するとしないとにかかわらず、当該成果物の内容を受 注者の承諾なく自由に公表することができる。
- 3 発注者は、成果物が著作物に該当する場合には、受注者が承諾したときに限り、既に受 注者が当該著作物に表示した氏名を変更することができる。
- 4 受注者は、成果物が著作物に該当する場合において、発注者が当該著作物の利用目的の 実現のためにその内容を改変するときは、その改変に同意する。また、発注者は、成果物 が著作物に該当しない場合には、当該成果物の内容を受注者の承諾なく自由に改変する ことができる。
- 5 受注者は、成果物(業務を行う上で得られた記録等を含む。)が著作物に該当するとしないとにかかわらず、発注者が承諾した場合には、当該成果物を使用し、若しくは複製し、又は第1条第4項の規定にかかわらず当該成果物の内容を公表することができる。
- 6 受注者は、第1項ただし書の規定により共有となった著作物を第三者に提供する場合 においては、あらかじめ、発注者の承諾を得なければならない。この場合において、承諾 の内容は、発注者と受注者とが協議して定める。
- 7 受注者は、次条第3項の規定により業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせる場合には、前各項に定める規定を当該第三者が遵守するように必要な措置を講じなければならない。

## (再委託等の制限)

- 第7条 受注者は、業務の全部又は主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。
- 2 受注者は、福岡市競争入札参加停止等措置要領(平成7年1月11日助役決裁)に基づく 競争入札参加停止、競争入札参加資格取消又は排除措置を受けている者及び第31条の2 第1項第1号から第9号までのいずれかに該当する者に業務の一部を委任し、若しくは 請け負わせ、又は当該者から資材、原材料等を仕入れてはならない。ただし、あらかじめ、 発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。
- 3 受注者は、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、発注者の承諾を得なければならない。
- 4 受注者は、前項の規定により業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせた場合、発 注者に対し、その第三者の受任又は請負に基づく行為全般について責任を負うものとす る。

# (特許権等の使用)

第8条 受注者は、特許権等の対象となっている材料、履行方法等を使用するときは、その 使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者がその材料、履行方法 等を指定した場合において、設計図書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受 注者がその存在を知らなかったときは、発注者は、受注者がその使用に関して要した費用 を負担しなければならない。

#### (特許権等の発明等)

- 第8条の2 受注者は、契約の履行に当たり、特許権等の対象となるべき発明又は考案をした場合には、書面にて発注者に通知しなければならない。
- 2 前項の場合において、当該特許権等の取得のための手続及び権利の帰属等に関する詳細については、発注者と受注者とが協議して定める。

#### (監督員)

- 第9条 発注者は、監督員を置いたときは、その氏名を受注者に通知しなければならない。 監督員を変更したときも、同様とする。
- 2 監督員は、この契約書の他の条項に定めるもの及びこの契約書に基づく発注者の権限 とされる事項のうち発注者が必要と認めて監督員に委任したもののほか、設計図書に定 めるところにより、次の各号に掲げる権限を有する。
- (1) 発注者の意図する成果物を完成させるための受注者又は受注者の業務遂行責任者に 対する業務に関する指示
- (2) この契約書及び設計図書の記載内容に関する受注者の確認の申出又は質問に対する 承諾又は回答
- (3) この契約の履行に関する受注者又は受注者の業務遂行責任者との協議
- (4) 業務の進捗の確認、設計図書の記載内容と履行内容との照合その他この契約の履行 状況の監督
- 3 発注者は、2名以上の監督員を置き、前項の権限を分担させたときにあってはそれぞれの監督員の有する権限の内容を、監督員にこの契約書に基づく発注者の権限の一部を委任したときにあっては当該委任した権限の内容を、受注者に通知しなければならない。
- 4 この契約書に定める受注者の発注者に対する書面の提出は、設計図書に定めるものを 除き、監督員を経由して行うものとする。この場合においては、監督員に到達した日をも って発注者に到達したものとみなす。
- 5 発注者が監督員を置かないときは、この契約書に定める監督員の権限は、発注者に帰属 する。

#### (業務遂行責任者)

- 第10条 受注者は、業務の管理並びに運営に必要な知識、技能、資格及び経験を有する業務 遂行責任者を定め、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。業務 遂行責任者を変更したときも、同様とする。
- 2 業務遂行責任者は、この契約の履行に関し、業務の管理及び統轄を行うほか、契約単価、履行期間及び契約期間の変更、業務委託料の請求及び受領、次条第1項の規定による請求の受理、同条第2項の規定による決定及び通知、同条第3項の規定による請求、同条第4項の規定による通知の受理並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく受注者の一切の権限を行使することができる。

3 受注者は、前項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうちこれを業務遂行責任者に 委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を発注者 に通知しなければならない。

#### (業務遂行責任者等に対する措置請求)

- 第11条 発注者は、業務遂行責任者又は受注者の使用人若しくは第7条第3項の規定により受注者から業務を委任され、若しくは請け負った者がその業務の実施につき著しく不適当と認められるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- 2 受注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、 その結果を請求を受けた日から10日以内に発注者に通知しなければならない。
- 3 受注者は、監督員がその職務の執行につき著しく不適当と認められるときは、発注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- 4 発注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、 その結果を請求を受けた日から10日以内に受注者に通知しなければならない。

#### (履行報告等)

- 第12条 受注者は、設計図書に定めるところにより、この契約の履行状況について発注者に 報告しなければならない。
- 2 受注者は、この契約の履行に関し事故が生じたときは、直ちに発注者に当該事故の状況を報告しなければならない。

## (善管注意義務)

第13条 受注者は、設計図書に定めるところにより、発注者の施設その他発注者の所有する 物品等を使用するときは、善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

# (設計図書と業務内容が一致しない場合の修補義務)

第14条 受注者は、業務の内容が設計図書又は発注者の指示若しくは発注者と受注者との協議の内容に適合しない場合において、監督員がその修補を請求したときは、当該請求に従わなければならない。この場合において、当該不適合が発注者の指示によるときその他発注者の責めに帰すべき事由によるときは、発注者は、必要があると認められるときは、履行期間、契約期間、契約単価若しくは予定数量を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

## (条件変更等)

- 第15条 受注者は、業務を行うに当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したと きは、その旨を直ちに発注者に通知し、その確認を請求しなければならない。
- (1) 仕様書、図面、仕様書等に対する質問回答書その他関係書類が互いに一致しないこと (これらの優先順位が定められている場合を除く。)。

- (2) 設計図書に誤謬又は脱漏があること。
- (3) 設計図書の表示が明確でないこと。
- (4) 履行上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な履行条件が実際と相違すること。
- (5) 設計図書に明示されていない履行条件について予期することができない特別な状態が生じたこと。
- 2 発注者は、前項の規定による確認を請求されたとき、又は自ら同項各号に掲げる事実を 発見したときは、受注者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受 注者が立会いに応じない場合には、受注者の立会いを得ずに行うことができる。
- 3 発注者は、受注者の意見を聴いて、調査の結果(これに対してとるべき措置を指示する 必要があるときは、当該指示を含む。)をとりまとめ、調査の終了後14日以内に、その結 果を受注者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない 理由があるときは、あらかじめ、受注者の意見を聴いた上、当該期間を延長することがで きる。
- 4 前項の調査の結果により第1項各号に掲げる事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、発注者は、設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。
- 5 前項の規定により設計図書の訂正又は変更が行われた場合において、発注者は、必要があると認められるときは、履行期間、契約期間、契約単価若しくは予定数量を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

#### (設計図書等の変更)

第16条 発注者は、前条第4項の規定によるほか、必要があると認めるときは、設計図書若しくは業務に関する指示(以下この条において「設計図書等」という。)の変更内容を受注者に通知して、設計図書等を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、履行期間、契約期間、契約単価若しくは予定数量を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

## (業務の一時中止)

- 第17条 発注者は、必要があると認めるときは、業務の中止内容を受注者に通知して、業務 の全部又は一部を一時中止させることができる。
- 2 発注者は、前項の規定により業務を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは、履行期間、契約期間、契約単価若しくは予定数量を変更し、又は受注者が業務の続行に備え業務の一時中止に伴う増加費用を必要としたとき、若しくは受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

## (受注者の請求による履行期間等の延長)

- 第18条 受注者は、その責めに帰すことができない事由により履行期間内に業務を完了することができないときは、その理由を明示した書面により、発注者に対して、履行期間又は契約期間の延長を請求することができる。
- 2 発注者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるとき

は、履行期間又は契約期間を延長しなければならない。発注者は、その履行期間又は契約期間の延長が発注者の責めに帰すべき事由による場合においては、契約単価について必要と認められる変更を行い、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(発注者の請求による履行期間等の短縮等)

- 第19条 発注者は、特別の理由により履行期間又は契約期間を短縮する必要があるときは、 受注者に対して、履行期間又は契約期間の短縮を請求することができる。
- 2 発注者は、この契約書の他の条項の規定により履行期間又は契約期間を延長すべき場合において、特別の理由があるときは、延長する履行期間又は契約期間について、通常必要とされる履行期間又は契約期間に満たない履行期間又は契約期間への変更を請求することができる。
- 3 発注者は、前2項の場合において、必要があると認められるときは、契約単価又は予定 数量を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならな い。

#### (履行期間等の変更方法)

- 第20条 履行期間又は契約期間の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議の開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。
- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が、履行期間又は契約期間の変更事由が生じた日(第18条の場合にあっては発注者が履行期間又は契約期間の変更の請求を受けた日、前条の場合にあっては受注者が履行期間又は契約期間の変更の請求を受けた日)から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

## (契約単価又は予定数量の変更方法等)

- 第21条 契約単価又は予定数量の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議の開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。
- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が契約単価又は予定数量の変更事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。
- 3 この契約書の規定により、受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合 に発注者が負担する必要な費用の額については、発注者と受注者とが協議して定める。

(賃金又は物価の変動に基づく契約単価又は予定数量の変更)

第22条 契約期間内に特別の事情により賃金又は物価に著しい変動を生じ契約単価が著し

く不適当となったときは、前条に定めるところにより、発注者と受注者とが協議の上契約 単価又は予定数量を変更することができる。

#### (一般的損害)

第23条 成果物の引渡し前に、成果物に生じた損害その他業務を行うにつき生じた損害(次条第1項又は第2項に規定する損害を除く。)については、受注者がその費用を負担する。 ただし、その損害のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

#### (第三者に及ぼした損害)

- 第24条 業務を行うにつき第三者に及ぼした損害について、当該第三者に対して損害の賠償を行わなければならないときは、受注者がその賠償額を負担する。
- 2 前項の規定にかかわらず、同項に規定する賠償額のうち、発注者の指示、貸与品等の性 状その他発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者がその賠償 額を負担する。ただし、受注者が、発注者の指示又は貸与品等が不適当であること等発注 者の責めに帰すべき事由があることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限 りでない。
- 3 前2項の場合その他業務を行うにつき第三者との間に紛争を生じた場合においては、 発注者及び受注者は協力してその処理解決に当たるものとする。

#### (検査及び引渡し)

- 第25条 受注者は、指令書により指示された業務を完了したときは、その旨を発注者に通知 しなければならない。
- 2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から10日以内に受注 者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、業務の完了を確認するための検査を完 了しなければならない。
- 3 発注者は、前項の検査によって業務の完了を確認した後、受注者が成果物の引渡しを申 し出たときは、直ちに当該成果物の引渡しを受けなければならない。
- 4 発注者は、受注者が前項の申出を行わないときは、当該成果物の引渡しを業務委託料の 支払いの完了と同時に行うことを請求することができる。この場合において、受注者は、 当該請求に直ちに応じなければならない。
- 5 受注者は、業務が第2項の検査に合格しないときは、直ちに修補して発注者の検査を受けなければならない。この場合においては、修補の完了を業務の完了とみなして前4項の規定を適用する。

## (業務委託料の支払い)

- 第26条 受注者は、前条第2項(同条第5項後段の規定により適用される場合を含む。第3項において同じ。)の検査に合格したときは、業務委託料の支払いを請求することができる。
- 2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、適法な支払請求を受けた日から30日

以内に業務委託料を支払わなければならない。

3 発注者がその責めに帰すべき事由により前条第2項の期間内に検査をしないときは、 その期限を経過した日から検査をした日までの期間の日数は、前項の期間(以下この項に おいて「約定期間」という。)の日数から差し引くものとする。この場合において、その 遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超 えた日において満了したものとみなす。

## (引渡し前における成果物の使用)

- 第27条 発注者は、第25条第3項又は第4項の規定による引渡し前においても、成果物の全部又は一部を受注者の承諾を得て使用することができる。
- 2 前項の場合において、発注者は、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しな ければならない。
- 3 発注者は、第1項の規定により成果物の全部又は一部を使用したことによって受注者 に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

## (契約不適合責任)

- 第28条 発注者は、契約の履行の成果物が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの(以下、「契約不適合」という。)であるときは、受注者に対して、その契約目的物の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができる。
- 2 前項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完を催告し、その期間内に 履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求するこ とができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告することなく、直ちに 代金の減額を請求することができる。
  - (1) 履行の追完が不能であるとき。
  - (2) 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
  - (3) 契約の履行の成果物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
  - (4) 前3号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

#### (契約不適合責任期間)

- 第29条 受注者が契約の履行の成果物に関して契約の内容に適合しない成果物を発注者に 引き渡した場合において、発注者がその不適合を知ったときから1年以内にその旨を受 注者に通知しないときは、発注者は、その不適合を理由として、履行の追完の請求、代金 の減額の請求、損害賠償の請求又は契約の解除をすることができない。ただし、受注者が 引渡しのときに、その不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この 限りでない。
- 2 前項の規定にかかわらず、発注者の権利の行使ができる期間について仕様書等で別段

- の定めをした場合は、その仕様書等の定めるところによる。
- 3 前2項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の根拠等、当該請求等の根拠を示して、発注者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。
- 4 発注者が第1項又は第2項に規定する契約不適合に係る請求等の可能な期間(以下、この項において「契約不適合期間」という。)の内の契約不適合を知り、その旨を受注者に通知した場合において、発注者が通知から1年を経過する日まで前項に規定する請求等をしたときは、契約不適合期間の内に請求等をしたものとみなす。
- 5 発注者は、第1項又は第2項の請求を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適 合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等をするこ とができる。
- 6 前各項の規定は、契約不適合が受注者の故意又は重大な過失により生じたものである ときには適用せず、契約不適合に関する受注者の責任については、民法の定めるところに よる。
- 7 第1項の規定は、契約の履行の成果物の契約不適合が支給材料の性質又は発注者の指示により生じたものであるときは、発注者は契約不適合を理由として、請求等をすることができない。ただし、受注者がその材料又は指示が不適当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

## (発注者の催告による解除権)

- 第30条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。 ただし、その期間を経過したときにおける債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通 念に照らして軽微であるときは、この限りでない。
- (1) 正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。
- (2) 履行期間内に契約の履行の全部を完了しないとき又は履行期間経過後相当の期間内 に契約の履行の全部を完了する見込みが明らかにないと認められるとき。
- (3) 第10条に規定する業務遂行責任者を配置しなかったとき。
- (4) 正当な理由なく、第28条第1項の履行の追完がなされないとき又は同条第2項に規 定する代金の減額がなされないとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反によりこの契約の目的を達することができないと認められるとき。

#### (発注者の催告によらない解除権)

- 第31条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除 することができる。
- (1) 第4条の規定に違反し、この契約により生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又はその権利を担保に供したとき。
- (2) 受注者がこの契約の履行の全部を完了させることができないことが明らかであるとき。
- (3) 受注者がこの契約の履行の全部の完了を拒絶する意思を明確に表示したとき。

- (4) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を 拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的 を達することができないとき。
- (5) 契約の目的物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行しないでその時期を経過したとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告を しても契約をした目的を達するのに足りる履行をされる見込みがないことが明らかで あるとき。
- (7) 契約の履行に当たって法令の規定により必要な許可又は認可等を失ったとき。
- (8) 第35条又は第36条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。

## (暴力団等関与に対する発注者の解除権)

- 第31条の2 発注者は、福岡県警察本部からの通知に基づき、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。この場合において、解除により受注者に損害があっても、発注者はその損害の賠償の責めを負わないものとする。
- (1) 役員等(受注者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この項において同じ。)が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下この項において「暴対法」という。)第2条第2号に規定する団体(以下この項において「暴力団」という。)又は暴力団の構成員(暴対法第2条第6号に規定する者(構成員とみなされる場合を含む。)。以下この項において「構成員等」という。)であると認められるとき。
- (2) 暴力団又は構成員等が経営に実質的に関与していると認められる者に業務委託料債権を譲渡したとき。
- (3) 役員等又は使用人が、暴力団又は構成員等に対して、資金等を供給し、又は便宜を供 与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与してい ると認められるとき。
- (4) 自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は構成員等を利用するなどしたと認められるとき。
- (5) 構成員等であることを知りながら、その者を雇用し若しくは使用していると認められるとき。
- (6) 役員等又は使用人が個人の私生活上において、自己若しくは第三者の不正の利益を 図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は構成員等を利用したと き、又は暴力団又は構成員等に資金援助若しくは便宜供与をしたと認められるとき。
- (7) 役員等又は使用人が、暴力団又は構成員等であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。
- (8) 役員等又は使用人が、暴力団又は構成員等と密接な交際又は社会的に非難される関係を有していると認められるとき。

- (9) 下請契約若しくは資材、原材料等の購入契約その他の契約(以下「下請契約等」という。)に当たり、その相手方が第1号から第8号までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (10) 受注者が、第1号から第8号までのいずれかに該当する者を下請契約等の相手方と していた場合(第9号に該当する場合を除く。)に、発注者が受注者に対して当該契約 の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。
- 2 前項第10号の規定により、下請契約等が解除されたことにより生じる当該契約当事者 の損害その他同号の規定により発注者が受注者に対して解除等を求めたことによって生 じる損害については、受注者が一切の責任を負うものとする。

(発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第32条 第30条各号又は第31条各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、この契約を解除することができない。

#### (発注者の損害賠償請求)

- 第33条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当する場合は、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。
- (1) 受注者の責めに帰すべき理由により履行期間内に業務を完了することができないと き。
- (2) この契約の履行の成果物に契約不適合があるとき。
- (3) 第30条又は第31条の規定により、この契約が解除されたとき。
- (4) 前各号に掲げる場合のほか、受注者が債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
- 2 前項第1号の損害金の額は、履行期間内に完成することができなかった業務の業務委託料につき、遅延日数に応じ、この契約の締結の日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する遅延利息の率(以下「基準率」という。)の割合で計算した額(100円未満の端数があるとき、又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた額)とする。
- 3 第1項各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに 帰することができない事由によるものであるときは、第1項各号の規定は適用しない。

#### (契約が解除された場合等の違約金)

- 第33条の2 次の各号のいずれかに該当する場合においては、受注者は、前条第1項の損害 賠償に代えて、予定総額(契約単価又は予定数量の変更があった場合には、変更後の予定 総額)の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなけれ ばならない。
- (1) 第30条、第31条又は第31条の2の規定によりこの契約が解除された場合
- (2) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合

- 2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。
- (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法(平成16年法律第75号)の規定により選任された破産管財人
- (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法(平成14年法 律第154号)の規定により選任された管財人
- (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法(平成11年法 律第225号)の規定により選任された再生債務者等
- 3 第1項の場合において、第3条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保 の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって第1項の違約 金に充当することができる。
- 4 第1項各号に定める場合(第2項の規定により同項各号が第1項第2号に該当すると みなされる場合を除く。)がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰 することができない事由によるものであるときは、第1項の規定は適用しない。

## (発注者の任意解除権)

- 第34条 発注者は、業務が完了するまでの間は、第30条、第31条及び第31条の2の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。
- 2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除したことにより受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

## (受注者の催告による解除権)

第35条 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過したときにおける債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

## (受注者の催告によらない解除権)

- 第36条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除すること ができる。
- (1) 第16条の規定により設計図書を変更したため予定総額が3分の2以上減少したとき。
- (2) 発注者がこの契約に違反し、その違反によってこの契約の履行が不可能となったとき。
- 2 受注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、損害があるときは、そ の損害の賠償を発注者に請求することができる。

# (受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第37条 第35条又は第36条に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものである ときは、受注者は、この契約を解除することができない。

#### (受注者の損害賠償請求)

- 第38条 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合は、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。
- (1) 第34条、第35条又は第36条の規定によりこの契約が解除されたとき。
- (2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
- 2 発注者の責めに帰すべき事由により、第26条第2項の規定による契約代金の支払いが 遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、基準率の割合で 計算した額(100円未満の端数があるとき、又はその全額が100円未満であるときは、その 端数金額又はその全額を切り捨てた額)の遅延利息の支払いを発注者に請求することが できる。

#### (解除の効果)

- 第39条 この契約が解除された場合には、第1条の2第3項に規定する発注者及び受注者 の義務は消滅する。ただし、第25条第2項の規定による検査に合格した業務に係る部分に ついては、この限りでない。
- 2 発注者は、前項の規定にかかわらず、この契約が解除された場合において、第25条第2項の規定による検査に合格していない業務のうち受注者が既に業務を完了した部分(以下「既履行部分」という。)の引渡しを受ける必要があると認めたときは、既履行部分を検査の上、当該検査に合格した部分の引渡しを受けることができる。この場合において、発注者は、当該引渡しを受けた既履行部分に相応する業務委託料(以下「既履行部分委託料」という。)を受注者に支払わなければならない。
- 3 前項の既履行部分委託料は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の 日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

## (契約終了に伴う措置)

- 第40条 受注者は、この契約が完了又は解除によって終了した場合において、発注者からの貸与品があるときは、当該貸与品を発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品が受注者の故意又は過失により滅失し、又はき損したときは、発注者の指定した期間内に代品を納め、原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。
- 2 受注者は、この契約が完了又は解除によって終了した場合において、受注者が使用した 発注者の施設(以下「使用施設」という。)に受注者が所有する業務機械器具、仮設物そ の他の物件(以下「物件等」という。)があるときは、物件等を撤去するとともに、使用 施設を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。
- 3 前項の場合において、受注者が正当な理由がなく、相当の期間内に物件等を撤去せず、 又は使用施設の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって物 件等を処分し、又は使用施設の修復若しくは取り片付けを行うことができる。この場合に

おいて、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し立てることができず、また、発注者の処分又は修復若しくは取り片付けに要した費用を負担しなければならない。

## (談合等の不正行為に対する違約金)

- 第41条 受注者が、次に掲げるいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、予定総額(契約単価又は予定数量の変更があった場合には、変更後の予定総額)の10分の2に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
- (1) この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項(独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。)の規定に基づく課徴金の納付命令(以下「納付命令」という。)を行い、当該納付命令が確定したとき(確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。以下この条において同じ。)。
- (2) 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令 (これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体(以下「受注者等」 という。)に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受 注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合 における当該命令をいう。次号において同じ。)において、この契約に関し、独占禁止 法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったと されたとき。
- (3) 前号に規定する納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間(これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。)に入札(見積書の提出を含む。)が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
- (4) この契約に関し、受注者(法人にあっては、その役員又は使用人を含む。)の刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。
- 2 前項の規定は、発注者に生じた損害の額が同項に規定する額を超える場合において、発 注者が当該超える額の支払いを請求することを妨げるものではない。
- 3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された場合においても、引き続き有効に 存続するものとする。
- 4 発注者は、受注者が第1項各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

#### (虚偽書類提出等の不正行為に対する違約金)

- 第41条の2 受注者は、虚偽の書類の提出等不正な手段により業務委託料の支払いを受けたときは、当該業務委託料の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
- 2 前項の規定は、発注者に損害が生じた場合に、発注者がその損害の賠償を別途請求することを妨げるものではない。
- 3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された場合においても、引き続き有効に 存続するものとする。
- 4 発注者は、受注者が第1項に規定する場合に該当するときは、この契約を解除することができる。

(相殺)

- 第42条 発注者は、受注者に対して金銭債権を有するときは、当該金銭債権と受注者が発注 者に対して有する金銭債権とを相殺することができる。
- 2 前項の場合において、相殺して、なお不足があるときは、受注者は、発注者の指定する 期間内に当該不足額を支払わなければならない。

(福岡市契約事務規則等の遵守)

第43条 受注者は、この契約書に定めるもののほか、福岡市契約事務規則(昭和39年福岡市規則第16号)その他関係法令の定めるところに従わなければならない。

(規定外の事項)

第44条 この契約書に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議 して定める。

## 別紙「個人情報・情報資産取扱特記事項」

#### 1 基本的事項

受注者は、この契約に基づき委託された業務(以下「委託業務」という。)を実施するに当たっては、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「法」という。)、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)、福岡市情報セキュリティに関する規則(平成23年福岡市規則第51号)及び情報セキュリティ共通実施手順その他関係法令を遵守し、個人情報及び情報資産の機密性、完全性、可用性を損なうことのないよう、個人情報及び情報資産を適正に取り扱わなければならない。

特に個人情報については、法第66条第2項において、受託者に行政機関等と同様の安全管理措置が 義務付けられていることから、その保護の重要性を認識し、適正に取り扱わなければならない。

## 2 定義

(1) 個人情報

法第2条第1項に規定する個人情報をいう。

(2)情報資産

次に掲げるものをいう。

- ・ネットワーク、情報システム及びこれらに関する設備、電磁的記録媒体
- ・ネットワーク及び情報システムで取り扱う情報 (OAソフトウエアで取扱われるファイルを含む) 並びにそれらを印刷した文書
- ・ネットワーク及び情報システムに関連する文書
- (3)機密性

情報の利用を認められた者だけがその情報を利用することができることをいう。

(4) 完全性

情報が破壊、改ざん又は消去されていないことをいう。

(5) 可用性

情報の利用を認められた者が、必要な場合に中断されることなく、情報を利用することができることをいう。

## 3 秘密保持

受注者は、委託業務に係る個人情報並びに情報資産及び情報資産に関する情報を他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

#### 4 情報資産の搬送について

受注者は、提供を受けた情報資産を搬送する場合は、漏えい、改ざん、滅失、き損等(以下「漏えい等」)という。)の防止その他情報資産の保護に必要な措置を講じ、万全の注意を払い、適切に執行しなければならない。

## 5 従業者の監督等

受注者は、その従業者に委託業務に係る個人情報及び情報資産を取り扱わせるに当たっては、当該個人情報及び情報資産の安全管理が図られるよう、次に掲げる事項を周知し、その他必要かつ適切な監督を行わなければならない。

- ・委託業務に係る個人情報及び情報資産について、その適正な取扱い及び機密性、完全性、可用性の 維持に必要な事項を遵守すること。
- ・個人情報を正当な理由なく利用したり、他人に提供したり、盗用した場合、法に規定する罰則が適 用される場合があること。
- ・上記の各事項は、委託業務に従事中のみならず、従事しなくなった後も同様であること。
- ・従業者の情報資産へのアクセス権限は、担当業務の内容に応じた最小限の権限に限定するとともに 取扱う情報資産の重要度に応じて複数人による確認の実施等を行うこと。

#### 6 作業場所の制限

受注者は、定められた履行場所以外で委託業務に係る個人情報及び情報資産を取り扱ってはならない。ただし、発注者の書面による承認があるときは、この限りではない。

# 7 収集に関する制限

受注者は、委託業務の実施に当たって個人情報を収集するときは、この契約の目的を達成するため 必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

#### 8 使用及び提供に関する制限

受注者は、委託業務以外の目的のために委託業務に係る個人情報及び情報資産を利用し、又は第三者へ提供してはならない。ただし、発注者の書面による承認があるときは、この限りではない。

# 9 安全確保の措置

受注者は、委託業務に係る個人情報及び情報資産の適切な管理のために、発注者が求める個人情報保護及び情報セキュリティの体制を備えるとともに、その他必要な措置を講じなければならない。

# 10 複写、複製又は加工の制限

受注者は、委託業務に係る個人情報及び情報資産が記録された文書、電磁的記録等を複写、複製又は加工してはならない。ただし、発注者の書面による指示又は承認があるときは、この限りではない。

## 11 再委託の制限

受注者は、委託業務に係る個人情報及び情報資産については、自ら取り扱うものとし、第三者に当該個人情報及び情報資産の取扱いを委託してはならない。ただし、発注者の書面による承認があるときは、この限りでない。なお、発注者の承認により第三者に委託する場合は、当該第三者に対して、契約書及び特記事項に規定する個人情報及び情報資産の取扱いの義務を遵守させるものとする。

# 12 委託業務終了時の返還、廃棄等

受注者は、この契約が終了し、又は解除されたときは、委託業務に係る個人情報及び情報資産を、 発注者の指示に従い、発注者に返還し、若しくは引き渡し、又はその廃棄、消去等をしなければなら ない。なお、廃棄又は消去等をしたときは、廃棄又は消去等を行った旨の証明書を提出しなければな らない。

# 13 報告及び監査・検査の実施

発注者は、受注者における委託業務に係る個人情報及び情報資産の取扱いの状況について、契約内容の遵守を確認するため、定期的に書面による報告を求め、必要に応じて監査又は検査をすることができる。

## 14 事故等発生時の報告

受注者は、個人情報及び情報資産の機密性、完全性、可用性を損なう、又は損なうおそれのある事故並びに欠陥及び誤動作を発見したときは、直ちに発注者に報告し、発注者の指示に従わなければならない。

# 15 事故等発生時の公表

発注者は、個人情報及び情報資産の機密性、完全性、可用性を損なう事故等が発生した場合、市民 に対して適切な説明責任を果たすために必要な当該事故等の情報の公開を行うことができる。

#### 16 契約の解除及び損害の賠償

発注者は、受注者がこの特記事項の内容に違反したときは、この契約の解除及び損害賠償の請求を することができる。この場合において、受注者に損害を生じることがあっても、発注者はその責めを 負わないものとする。